

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

別記様式第18号（第43条関係）

発 番  
令和 年 月 日

（提供元行政機関の長） 殿

国家公安委員会

特定秘密の提供について（回答）

特定秘密の保護に関する法律第6条の規定に基づく特定秘密の提供について（協議）（令和 年 月 日 号）に記されたとおり、特定秘密の保護に関し必要な措置を講ずることとしたので、通知する。

別記様式第18号（第43条関係）

発 番  
令和 年 月 日

（提供元行政機関の長） 殿

国家公安委員会

特定秘密の保護に関する法律第6条に基づく特定秘密の提供について（協議）

特定秘密の保護に関する法律（平成20年法律第108号。以下「法」という。）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり特定秘密の保護に関し必要な措置を実施されたく協議する。なお、特定秘密の内容及び特段の措置が必要である場合には別途協議する。

記

国家公安委員会が法第6条第1項の規定により（提供元行政機関）に提供する特定秘密については、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第12条第1項の規定に基づき（提供元行政機関の長）が定める規程に従い、同項各号及び第17条各号に掲げる措置を講ずることとする。

別記様式第18号（第43条関係）

発 番  
平成 年 月 日

（提供元行政機関の長） 殿

国家公安委員会

特定秘密の提供について（回答）

特定秘密の保護に関する法律第6条の規定に基づく特定秘密の提供について（協議）（平成 年 月 日 号）に記されたとおり、特定秘密の保護に関し必要な措置を講ずることとしたので、通知する。

別記様式第18号（第43条関係）

発 番  
平成 年 月 日

（提供元行政機関の長） 殿

国家公安委員会

特定秘密の保護に関する法律第6条に基づく特定秘密の提供について（協議）

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり特定秘密の保護に関し必要な措置を実施されたく協議する。なお、特定秘密の内容及び特段の措置が必要である場合には別途協議する。

記

国家公安委員会が法第6条第1項の規定により（提供元行政機関）に提供する特定秘密については、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第12条第1項の規定に基づき（提供元行政機関の長）が定める規程に従い、同項各号及び第17条各号に掲げる措置を講ずることとする。